

会議録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第2回）
開催日時	平成26年6月24日（火曜日）午前10時から正午まで
開催場所	田無庁舎 庁議室
出席者	出席委員：横澤委員、岡本委員、長谷川委員、河野委員、海老澤委員、茶谷委員 説明員：危機管理室危機管理特命主幹、危機管理室副主幹、防災防犯担当主査 事務局：総務部総務法規課長、法規文書係長、法規文書係主査、法規文書係主査、法規文書係主事 欠席委員：横道委員
議題	個人情報の外部提供について（諮問）ほか
会議資料	1 諮問書（写） 2 避難行動要支援者関係名簿資料
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>議題1 個人情報の外部提供について及び本人通知の例外について</p> <p>○会長： それでは議題1 個人情報の外部提供について及び本人通知の例外について審議する。事務局の説明を求める。</p> <p>担当課より説明</p> <p>○説明員： 災害時要援護者名簿の現況、避難行動要支援者名簿作成の経緯及びその概要、今後の避難行動要支援者名簿の作成等に関する市の取組予定について</p> <p>委員： 何年か前に、資料5にある災害時要援護者名簿について審議したが、今回の諮問の趣旨は、単に年齢65歳の高齢者で区切るのではなく、要介護認定3以上などの具体的な要件をあげて災害時要援護者を更に絞り込んで避難時の名簿を作成するということか。</p> <p>○説明員： そのとおりである。</p> <p>○委員： 対象者を拡大するのではなく、絞り込むということか。</p> <p>○説明員：</p>	

避難行動要支援者名簿は、災害時に自力では避難できない本当に支援が必要な人に絞り込むという考え方に基づき作成する。対象者を拡大するのではなく狭める方向で実施する。

委員：

災害時要援護者が13,243人に対し、避難行動要支援者の想定数は4,063人と対象者を絞り込んでいるが、これは4,063人程度であれば警察、消防、民生委員等と協力して災害時に対応できるということでの想定数なのか。それとも法律で決まっているからこの人数なのか。

○説明員：

避難支援の必要性の高い者に絞り込んだ結果が、おおむね4千人である。

委員：

避難支援の対象者が4,063人に上るということで、実際に避難支援活動を実施するに当たって、警察・消防のほか、民生委員、地域包括センター、町内会・自治会の協力が必要なので、事前に情報提供して災害時の支援を求めるのが趣旨なのかと思うが、ある程度これで災害時に対応できる体制が整うのか。

○説明員：

現状では、避難支援に十分な体制ができているとは考えていない。これから民生委員、社会福祉協議会等の関係機関と協力し合って、対象者一人ひとりにあった避難支援行動のプランを検討していくことが今後の課題である。

避難行動要支援者名簿を作成して、実施体制の不足等の課題を早急に洗い出し、支援できる体制を整えることが義務であると考え。自治会・町内会も含め、更に足りない部分については、市民の方々に広く協力を求める働きかけも必要になるのではないかと考えている。

委員：

災害時要援護者名簿に関しては、4、5年前に民生委員が調査に協力したが、対象者が整理しきれておらず情報の更新もされていないため、現状とは異なるという意見もある。今回きちんと整理された名簿が作成されるということによいか。

○説明員：

避難行動要支援者、災害時要援護者をきちんと区別した名簿を作成したい。

委員：

今までの災害時要援護者名簿はどうなるのか。

○説明員：

災害時要援護者、避難行動要支援者それぞれの名簿を管理することになる。

○委員：

災害時要援護者名簿に載っているが、避難行動要支援者の対象でない人の扱いはどのようなになるのか。

○説明員：

避難行動要支援者については個別にプランを作る対象であるが、災害時要援護者は、その対象ではない。ただ、御本人が自ら避難行動要支援者名簿への登載を希望した場合には、避難支援関係者に配布することで安否確認などに利用してもらうことを想定している。

委員：

災害時要援護者名簿に載っているのに、避難行動要支援者名簿に載っていないため支援されない場合、対応が異なることについて疑問が出るのではないかと。分ける理由が何かあるのか。

もう1点、災害時要援護者と避難行動要支援者の本人への通知は行うのか。

○説明員：

避難行動要支援者については、名簿作成後、聞き取りで本人を交えてプランを作成するため、本人が名簿に登載されたということを認識できる。災害時要援護者は、登録時に安否確認等に使うということで登録しており、避難支援をすることは明記していない。

委員：

避難行動要支援者のプラン作成にも労力が必要だが、その上、安否確認のためだけに災害時要援護者名簿の作成を続ける必要があるのか。町内会・自治会に名簿を配布するにあたり名簿の管理は大丈夫なのか。

○説明員：

法律の改正に伴い、自力で避難できない人だけに対象を絞り込み、自ら希望した人の名簿への登載を取りやめるのもどうか、と考えている。災害時の安否確認を要望される方がいるということで、災害時要援護者についても町内会・自治会等に情報提供を続けていきたい。

委員：

提供する情報について、前回と今回の違いを説明してほしい。

○説明員：

提供項目に違いがあり、氏名・性別・住所・支援を必要とする理由はこれまでと同様だが、年齢であったものを生年月日に変更するほか、世帯構成、本人連絡先、緊急連絡先を新たに提供情報とする予定である。

委員：

提供先から自治会・町内会を除く理由は何か。

○説明員：

市内の犯罪動向が主な理由である。西東京市は振り込め詐欺の被害が多い。自治会・町内会以外の提供先は、それぞれ業務上守秘義務があり、情報漏えい等には罰則が科せられるが、自治会・町内会には、そのような規制が課せられていない。

災害対策基本法の改正に伴い、秘密保持義務が規定されたが、それに伴う罰則規定がないため一線を引くのが目的である。新たに追加する3項目については、犯罪を誘発しやすい項目であるため提供しないこととした。

委員：

東京都は、避難行動要支援者名簿作成を実施しているのか。

○説明員：

市区町村が実施義務を負っているため、東京都は名簿を作っていないが、法改正に伴う東京都からの通知には、これらの項目を盛り込んだ名簿の例の記載があり、東京都の通知に準じた形での情報提供を考えている。

○委員：

守秘義務は自治会・町内会以外の人に、例えば地域包括支援センターの職員にも法律上義務けられているのか。

○説明員：

地域包括センターの職員は、委託業務の契約事項となっている。社会福祉協議会についても同様に、法律上の義務付けがある。

委員：

本人同意について確認したい。避難行動要支援者名簿の作成は、本人同意を前提とするのか、しないのか。また同意を前提とする場合、文書で同意を取るのか取らないのか。

○説明員：

法に基づき、市の内部で保有する情報を基に、本人同意によらず市が避難行動要支援者名簿を作成する。外部への提供については、各自治体の個人情報保護審議会において提供が認められた場合には提供できるということになっているので、承認の答申が得られれば、提供することができるようになる。

委員：

法第49条の10に「その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる」とあるが、目的以外の目的とは何か。

○説明員：

例えば介護保険法に基づいた介護認定の情報を、本来の目的でない避難行動要支援者名簿作成に利用することを指している。

委員：

避難行動要支援者名簿作成後、異動があった場合の更新処理についてはどのように実施するのか。

○説明員：

住民基本台帳との突合によって、転出や死亡などを更新する。

委員：

市以外の外部への異動状況の連絡については、どのように行うのか。

○説明員：

データの更新は年2回程度を考えている。更新後の避難行動要支援者名簿の提供は、年1回の実施を予定している。

委員：

災害時要援護者名簿のデータ更新は行ってきたのか。

○説明員：

年2回更新している。

委員：

民生委員から、災害時要援護者名簿の更新がなされず、古い情報がそのまま記載されているという話があるようだが、いつの名簿が渡されていたのか。

○説明員：

データ更新作業に多少時間がかかるので数か月単位での情報のずれはある。

委員：

市役所内部での情報伝達がうまくいっていないのではないか。避難行動要支援者名簿を作成するのであれば、きちんと整理されたものを作成すべきである。避難行動要支援者については正確なデータを抽出できると思うが、災害時要援護者についてはどのように名簿を作成するのか。

○説明員：

避難行動要支援者は障害福祉課・高齢者支援課からの情報により正確な名簿作成が可能である。災害時要援護者については、現在は重複しているので災害時要援護者の中から避難行動要支援者を抽出して整理し管理する。

委員：

災害時要援護者名簿を残す理由は、手挙げしてくれた方への配慮のように思えるが、実際に災害が起きた時にその情報は使えるのか。手間隙をかけて作成するだけの情報となり得るのか。その情報を外部提供することで犯罪を誘発する可能性もあり、災害時要援護者名簿については慎重に行ったほうがいいのではないか。

委員：

更新後、古くなった災害時要援護者名簿の回収はどのように行っているのか。

○説明員：

提供時に受領書と引渡書で書面をもって交換している。

委員：

条例第9条では、正確かつ最新の情報を保持し、保管等が不要となった情報は速やかに破棄するとある。きちんと討議した上で姿勢を示す必要がある。

委員：

避難行動要支援者名簿について、本人が世帯構成・連絡先等の情報登載を拒否した場

合、その情報は記載するのか。

○説明員：

そのような場合は、記載しない。

委員：

避難行動要支援者の要件について詳しく説明してほしい。

○説明員：

避難行動要支援者の各項目を詳細に説明

委員：

現在の災害時要援護者名簿から避難行動要支援者を除いたものが、新しい災害時要援護者となるという理解でよろしいか。

説明員：

そのとおりである。

○会長：

それでは、委員だけで審議をするので説明員は退席するように。

説明者退席

○会長：

諮問事項については、公益上の必要性があるとして承認する、という結論でよいか。

○各委員：

異議なし。

○委員：

附帯意見として、

(1)災害時要援護者名簿に記載された情報を要支援者名簿に引き続き登載することについて、条例第9条の規定等を考慮の上、検討を求めること。

(2)避難行動要支援者名簿の管理及び更新状況について、審議会への報告を求めること。
の2点を答申の中で述べることとしてはどうか。

○各委員：

異議なし。

○会長：

それでは、そのような趣旨で答申書を作成し、各委員に確認のうえ決定することとしたい。

○各委員：

異議なし。

○会長：

以上で本日の審議会は閉会とする。